

# 国立大学法人運営費交付金の配分方式

## 【現行】

基盤的経費である一般経費と政策課題に対応する特別経費を各大学に配分

### 一般経費

国立大学の教育研究を実施する上で必要となる基盤的経費 等

### 特別経費

各大学の特色に応じた教育  
研究高度化等の政策課題に  
対応する経費 等

教員・学生数等に基づき各大学に配分

特別経費の目的に合致  
する大学を選定し、配分

### <問題点>

現行のスキームでは、大学改革を促進できない。

- 各大学に本来競争的に配分されるべき特別経費の配分が、教員・学生数に基づき配分される一般経費と大差なく、大学毎の取組みを評価できていないのではないか
- 教員・学生数等に基づき各大学に配分される一般経費が運営費交付金の太宗を占めるため、学長が特段のリーダーシップを発揮する場合を除いて、学内資源の重点化や再配分が進まない。また、大学間の再編・統合に向けたインセンティブが働きにくい
- 特別経費の内容は長期に亘るプロジェクト経費(通常5年程度)が全体の40%程度。非常に硬直的であり、大学改革を行う上で機動的な予算配分が不可能

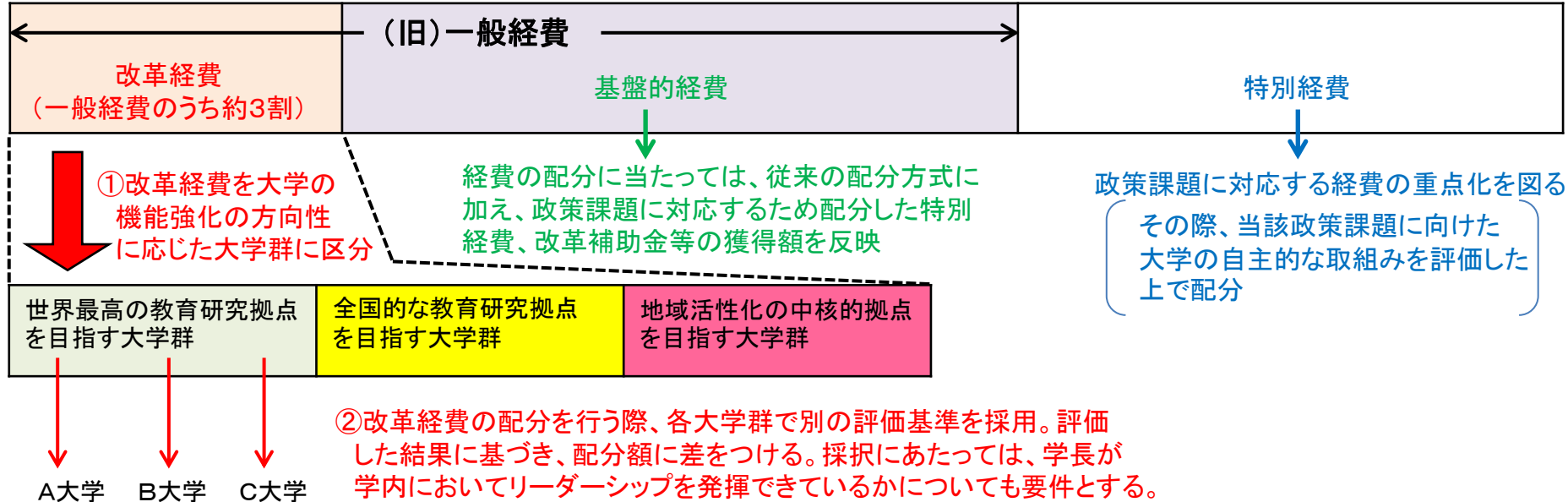
## 【文部科学省 国立大学改革プラン】

改革加速期間(26~27年度)に各大学の改革の取組みへの配分及びその影響を受ける国立大学法人運営費交付金の額を3~4割に

# 国立大学法人改革に向けた財務省案①<運営費交付金の改革>

## 【改革案】

一般経費を基盤的経費と改革経費に区分。改革経費の活用を学長のリーダーシップに委ねるとともに、各大学の取り組みに応じて配分に差をつけることで改革を促進



## <期待される効果>

### ①大学の自発的な改革への取り組みを促す

- 「法人」としての全体マネジメント意識の醸成、予算のメリハリ、競争原理の導入

### ②教育研究組織、学内の資源配分について各大学が見直す環境を生み出す

- 一般運営費交付金の一部(3割)を改革経費に位置付けることで固定化を防ぐ
- 各大学の執行にあたって、学長のリーダーシップが十分に発揮される仕組みとする

➡ 改革経費を効率的に運用するためには、各大学の取り組みを公平に評価するシステムの構築が不可欠

# 国立大学法人改革に向けた財務省案①－Ⅱ <基盤的経費の配分>

基盤的経費(除く改革経費)

|   |   |   |   |
|---|---|---|---|
| A | B | C | D |
|---|---|---|---|

前年度配分シェア

特別経費(政策的経費)

|   |   |   |   |
|---|---|---|---|
| A | B | C | D |
|---|---|---|---|

前年度配分シェア

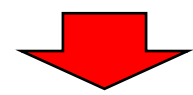
基盤的経費(翌年度分)

|   |   |   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 基 | 政 | 基 | 政 | 基 | 政 | 基 | 政 |
| A |   | B |   | C |   | D |   |

翌年度の基盤的経費の配分に当たっては、

$$\left( \begin{array}{c} \text{前年度の基盤的経費配分シェア} \\ + \\ \text{前年度の政策的経費配分シェア} \end{array} \right)$$

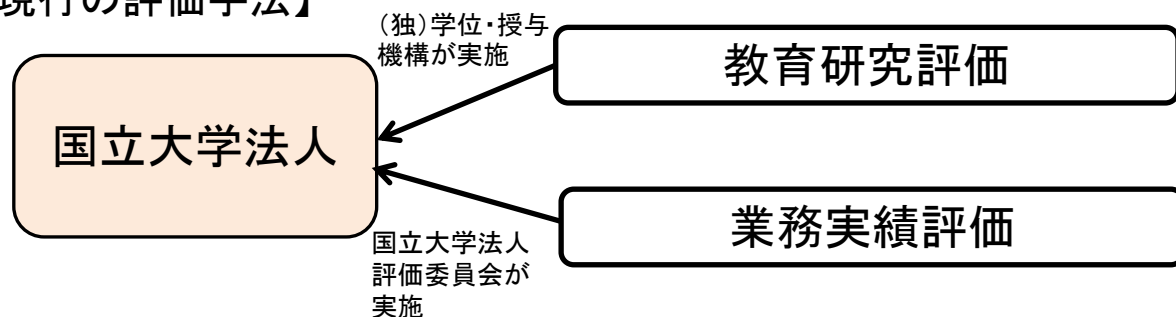
をもとに決定することで、政策的経費の配分終了後も  
継続して政策課題に取り組む体制を整備する。



<期待される効果>  
教育研究高度化等の政策課題対応について、  
自主的に継続する環境整備に寄与

# 国立大学法人改革に向けた財務省案② <新たな大学評価システム>

## 【現行の評価手法】



<問題点>

- ・ 評価手法が一律(中期目標の検証)
- ・ このうち教育研究は各中期目標期間に一度だけ実施され、6年間評価が固定される。
- ・ この評価をもとに特別経費の一部(30億円)が配分される

## 【改革案】

世界最高の教育研究の拠点をめざす大学群

評価指標(例)

- ・ 論文数、論文数の世界シェア
- ・ TOP10%補正論文数
- ・ 外国人研究者の招聘数
- ・ 海外の大学との連携やパートナーシップ
- ・ 研究成果の実用化状況
- ・ 特別運営費交付金の獲得状況
- ・ 年俸制の導入促進状況
- ・ 競争的資金、運営費交付金以外の収入の獲得状況
- ・ 高度人材の育成、社会への供給状況 等

<改革のポイント>

- ・ 各大学は中期目標の設定に際してどの大学群に属するかを決定  
⇒各大学の強み・特色を最大限に生かす環境整備を効果的に支援
- ・ 各大学群を別の基準で評価  
⇒各大学の特性に応じた評価が可能となり、モチベーション向上に寄与
- ・ 評価に当たっては、客観的な指標の評価を重視し、2年程度の期間で評価を実施  
⇒従来と比較して短期間での評価が可能となり、モチベーション向上に寄与
- ⇒客観的な指標を導入することで大学の事務負担を軽減

全国的な教育研究拠点をめざす大学群

評価指標(例)

- ・ 教育研究組織の整備、再編状況
- ・ カリキュラム調整などによる大学教育の国際的な互換基盤の整備状況
- ・ 競争的資金、運営費交付金以外の収入の獲得状況
- ・ 1人あたり論文数
- ・ 教員が教育に投じる時間数と質
- ・ 特別運営費交付金の獲得状況
- ・ 若手研究者の活用状況
- ・ 大学教育質保証の共通システムの構築
- ・ アジアをリードする技術者の養成状況
- ・ 大学間連携の状況
- ・ 学修成果の状況 等

地域活性化の中核的拠点をめざす大学群

評価指標(例)

- ・ 産学官連携の共同研究結果
- ・ 自治体等地域社会との連携による全学的な教育・研究活動の状況
- ・ 大学病院の機能強化状況 等
- ・ 地域への人材供給状況(就職率)
- ・ 地域(企業、自治体、寄附)からの収入
- ・ 社会人の学び直しの機会の提供状況
- ・ 学内の資源配分の重点化状況
- ・ 学修成果の状況 等

# 国立大学授業料の設定状況

- 文部科学省令(国立大学等の授業料その他の費用に関する省令)において「標準額」を規定。
- 省令第10条に基づき、各大学は「標準額」の120%を上限に、その範囲内で学則等においてそれぞれ授業料を設定。  
(下限は未設定)

平成25年度国立大学の授業料標準額の設定

各大学の授業料の設定状況

## 平成25年度標準額

|        |            |
|--------|------------|
| 学部・大学院 | 年額 535,800 |
| 法科大学院  | 年額 804,000 |

5大学院及び2研究科等を除き、標準額と同額に設定。

あるべき姿

質の高い教育等の提供



当該教育に見合う授業料の設定



収入増加



- ①更なる教育への投資
- ②教育環境整備による学生への還元 等

### ①国立大学授業料等学生納付金標準額

・国立大学の授業料標準額については、中期目標期間(6年)毎に社会経済情勢や家計負担の状況等を勘案しつつ、標準額を見直すこととし、中期目標期間中はその額を固定する。

### ②上限設定

・各国立大学法人の自主性・自律性を一層確保する観点から、平成19年度から標準額の120%(+10%)に引き上げ。

# (まとめ) 今後の大学改革の方向性

グローバル化や少子高齢化による18歳人口の減少など、社会の急激な変化によって、国立大学法人は様々な社会的役割を果たすことが求められているが、その役割を十分に担うことができていないのではないか。

現状をふまえ、文部科学省では「国立大学改革プラン」を策定し、運営費交付金の配分方法の見直し等の様々な改革を行うこととしているが、今後その具体化に向けて、さらに検討を加速する必要。

一方、諸外国の状況を見ると、国の財政支出の重点化や積極的な外部資金の獲得などが進んでおり、参考とすべき点がみられる。学生に対する支援や、教育研究環境を改善させるために、授業料の引き上げについても積極的に取り組むべきではないか。

実効性ある大学改革を進めるためには、予算のメリハリにより、各大学の改革に向けた取組みを促すことが必要であり、以下、改革促進策として、財務省案を提示。

## <運営費交付金の改革>

- ① 基盤的経費である一般経費を「基盤的経費」と「改革経費(機能強化対応)」に区分。「改革経費」は一般経費の3割程度とし、学長のリーダーシップを発揮した活用を促す。
- ② 基盤的経費の配分に当たっては、従来の配分方式に加え、地域・分野等各大学の特色に応じた教育研究高度化等の政策課題に対応する特別経費等政策的経費の獲得額を反映し、同経費の配分終了後においても、政策課題対応について自主的に継続する環境整備に寄与する。
- ③ 改革経費の配分に当たっては、各大学が目指す機能強化の方向性ごとに評価基準(客観的指標)を設定。事前に決められた評価基準に基づいて、2年程度ごとに大学の取組みを点数化し、改革経費の配分額に反映する。これにより、大学の改革意欲を刺激するとともに、教育研究組織、学内資源配分を見直す環境整備に寄与する。
- ④ 評価基準については、例えば世界最高の教育拠点であれば、論文数や研究成果など、どれだけ世界の研究に対して影響を与えたかを重視するなど、客観的な評価が可能な内容とする。また、こういった評価項目(論文数〇本など)を採用することで、評価事務負担の軽減を図るとともに、わかり易く透明性の高い評価を目指す。